

株主各位

東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号
株式会社 東京デリカ
代表取締役 木山 剛史

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月25日（水曜日）午後7時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時 平成26年6月26日（木曜日）午前10時
2. 開催場所 東京都墨田区横網一丁目6番1号
国際ファッションセンタービル3階 KFC Hall
(末尾会場ご案内図をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項
報告事項 1. 第四十一期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第四十一期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 持株会社化に伴う当社子会社との吸収分割契約承認の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役8名選任の件
第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件
第6号議案 退任取締役に対し弔慰金贈呈の件
第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tokyo-derica.com>) に掲載させていただきます。

事業報告

(自 平成25年4月1日)
(至 平成26年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の景気対策や日本銀行の金融政策により円安、株高傾向で推移し、輸出関連企業を中心に企業収益が改善し、雇用情勢が好転するなど、国内景気は緩やかながらも回復の動きが見られました。

流通業界におきましては、株価上昇による資産効果等により一部の宝飾品や高級ブランド品等の高額品の売上が好調を維持するなど、消費回復の兆しが見られ、さらに3月末にかけては消費税増税前の駆け込み需要もあり、個人消費は本格的な回復には至らないまでも、概ね堅調に推移しました。

このような状況下で、当社グループは、「業容の拡大」を目指し、売上と利益の伸長を図ってまいりました。

店舗につきましては、郊外の大型ショッピングセンターを中心として、駅ビルや都心部の商業施設にも積極的に出店し、さらに小商圈ショッピングセンターの出店にも取り組みました。また、大型商業施設には異なる業態での複数店舗の出店を推し進め、出店数は51店舗となりました。地域別内訳は、北海道・東北地区7店舗、関東地区14店舗、中部地区9店舗、近畿地区9店舗、中国・四国地区3店舗、九州地区9店舗であります。ショップブランドでは、基幹ブランドである「SAC' S BAR」を始め、「GRAN SAC' S」、 「LAPAX」の出店に注力するとともに、ハンドバッグのプライベートブランドの確立を目指し、「kissora」3店舗、「efffy」1店舗をそれぞれ出店しました。

一方、不採算店等20店舗を退店し、期末店舗数は576店舗となりました。

既存店につきましては、商品構成の再構築、取り扱いブランドの見直し、新規ブランド導入に努めてまいりました。特に、財布については、売上の大幅増加が見込める店舗への専用什器の投入、サンプル陳列販売の導入を続け、売場の拡張を図ってまいりました。また、40店舗の改装を実施し、ショッパイメージの一新、取扱商品のグレードアップ等に取り組み、売上の伸長に努めてまいりました。これらの結果、既存店売上高前期比は2月累計で100.8%と堅調に推移し、さらに3月には消費税増税前の駆け込み需要により売上が大きく伸長したため、3月累計では102.4%となりました。

品種別の売上の状況は、メンズ・トラベルバッグは、前年10月に子会社化したアイシン通商株式会社、ロジェールジャパン株式会社の2社の売上が年間フルに寄与したことと、メンズバッグが好調に推移したため、前期比13.7%増の20,640百万円となりました。財布・雑貨類のうち、財布が売場の拡張に伴い前期比14.3%増と伸長しましたが、雑貨は大きなトレンドがなく低調に推移したため前期比5.0%減となり、財布・雑貨類としては売上高は7.2%増の13,707百万円となりました。ハンドバッグはプライベートブランド商品の取組みを大幅に強化し、前期比12.8%増の6,006百万円となりました。インポートバッグは、「Orobianco」、「LeSportsac」等の人気ブランドが売上を伸長し、前期比10.3%増の4,424百万円となりました。カジュアルバッグは、長期間にわたり減少傾向が続いていましたが、秋冬シーズンから複数の人気アパレルブランドと提携した商品群を投入したことにより増加に転じ、前期比0.3%増の5,182百万円となりました。

また、ハンドバッグ、トラベルバッグを中心としたプライベートブランド商品とメーカーコラボレート商品の売上拡大や仕入条件の改善により商品粗利益率の向上を図ってまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は50,397百万円(前期比10.3%増)となりました。商品粗利益率は46.5%となり、前期比0.2ポイントの改善となりました。販売費及び一般管理費率は38.0%となり、前期比0.2ポイントの低下となりました。商品粗利益率の改善と販売費及び一般管理費率の低下により、営業利益は4,314百万円(前期比16.3%増)、経常利益は4,295百万円(前期比15.5%増)となりました。当期純利益につきましては、2,340百万円(前期比13.8%増)となりました。

品種別売上高

商品別		第40期 (平成25年3月期)		第41期 (当連結会計年度)	
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
商品 販 売	ハンドバッグ	5,325	11.7	6,006	11.9
	カジュアルバッグ	5,167	11.3	5,182	10.3
	インポートバッグ	4,012	8.8	4,424	8.8
	財布・雑貨	12,792	28.0	13,707	27.2
	メンズ・トラベルバッグ	18,067	39.5	20,640	41.0
	その他	275	0.6	343	0.7
	小計	45,640	99.9	50,306	99.9
不動産収入		70	0.1	91	0.1
合計		45,710	100.0	50,397	100.0

- (注) 1. 「その他」にはレザーウェア・毛皮、一部オリジナル商品等が含まれております。
 2. 連結子会社からの大型量販店への卸売販売等は、メンズ・トラベルバッグ部門に計上しております。
 3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度の所要資金は、自己資金、借入金および社債の発行により賄いました。

② 設備投資

当連結会計年度における新規開設店舗（計51店）は次のとおりであります。

地区別	店舗数	店 舗 名
北海道・東北	7店	東室蘭店、サックスバージーン名取店、千歳イオン店、さっぽろ地下街店、仙台中山店、釜石イオンタウン店、天童店
関 東	14店	武蔵小杉店、みなとみらい店、サックスバープチコレクト蒲田グランデュオ店、秋葉原ヨドバシ店、上尾アリオ店、ラパックス港北東急店、アマトーネアクセサリーオ港北東急店、グランサックス市原アリオ店、アマトーネアクセサリーオ市原アリオ店、川崎港町ⅠY店、幕張新都心店、大井町アトレ店、コレド室町店、平塚駅店
中 部	9店	サックスバーアナザーラウンジ東静岡店、サックスバージーン東静岡店、新潟青山店、関マーゴ店、サックスバープチコレクト甲府昭和イオンモール店、浜松初生アピタ店、一宮アピタ店、長野三輪イオンタウン店、西尾店
近 畿	9店	神戸ハーバーランド店、姫路駅店、ラパックス大和西大寺店、サックスバーアナザーラウンジ大和西大寺店、奈良西大和アピタ店、サックスバー三重東員店、サックスバープチコレクト三重東員店、キソラくずはモール店、和歌山イオンモール店
中国・四国	3店	サックスバージーン新居浜イオン店、サックスバーアナザーラウンジ高知店、フィールサックスバー広島ゆめタウン店
九 州	9店	博多ヨドバシ店、アマトーネアクセサリーオ南風原店、熊本玉名ゆめタウン店、福岡小郡店、フィールグランサックス鹿児島イオンモール店、させぼ五番街店、サンデーヴォヤージュ熊本はません店、グランサックス錦店、熊本田崎ゆめマート店

これらの店舗の新設、既存店の改装およびその他の設備投資に伴う当連結会計年度の総投資額は1,729百万円であります。

(3) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の直前三事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第38期 (平成23年3月期)	第39期 (平成24年3月期)	第40期 (平成25年3月期)	第41期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	—	—	45,710	50,397
当 期 純 利 益 (百万円)	—	—	2,056	2,340
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	107.08	121.14
総 資 産 (百万円)	—	—	27,837	31,781
純 資 産 (百万円)	—	—	17,318	19,196

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 第40期より連結計算書類を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
 3. 第41期の状況につきましては、前記「事業の経過及びその成果」に記載のとおりです。

② 当社の直前三事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第38期 (平成23年3月期)	第39期 (平成24年3月期)	第40期 (平成25年3月期)	第41期 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	37,927	42,007	44,754	48,134
当 期 純 利 益 (百万円)	602	1,519	1,902	2,226
1株当たり当期純利益 (円)	32.09	80.85	99.06	115.22
総 資 産 (百万円)	23,628	26,363	27,346	31,240
純 資 産 (百万円)	14,226	15,539	17,164	18,944

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 第38期においては、既存店売上が堅調に推移し、また商品粗利益率が向上したため、営業利益、経常利益ともに増益となりましたが、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額等を特別損失に計上したため、当期純利益は減益となりました。
 3. 第39期においては商品粗利益率の向上と、既存店売上の伸長に伴い販売費及び一般管理費率が低下したため、当期純利益は大幅な増益となりました。
 4. 第40期においては、既存店売上が堅調に推移し、また商品粗利益率が向上したため、営業利益、経常利益、当期純利益がそれぞれ増益となりました。
 5. 第41期においては、既存店売上が堅調に推移し、また商品粗利益率が向上したため、営業利益、経常利益、当期純利益がそれぞれ増益となりました。

(4) 対処すべき課題

流通業界においては、景気の先行きに明るさが見られ、個人消費も回復基調で推移するものと期待されるものの、一方、平成26年4月の消費税増税や円安等による物価上昇が個人消費に及ぼす影響が懸念され、経営環境は依然として予断を許さない状況が続くものと思われまます。

このような状況下において、当社は、お客様に感動していただける最先端の業態開発を行なうことにより、新設の大型ショッピングセンター、既存の優良なショッピングセンターに積極的に出店してまいります。さらに、大型ショッピングセンターには、複数出店を行なうことにより、店舗網の拡充を図ってまいります。また、都心部の再開発の増加に対応し、小面積対応の新業態を開発し、都心部の商業施設に積極的に出店する一方、小商圏型ショッピングセンターへの出店も強化して一つのビジネスモデルとして確立してまいります。既存店については、増床や場所移動を伴う店舗改装を積極的に行ない、店舗効率を高めてまいります。

商品面においては、鞆・袋物業界に限らず、服飾雑貨等も含めて、常に新規ブランドや新規アイテムの導入に努めるとともに、同業他社との差別化のためにプライベートブランド商品、メーカーコラボレート商品の開発に積極的に取り組み、商品構成の変革を図り、消費者の需要を喚起してまいります。

利益面につきましては、プライベートブランド商品、メーカーコラボレート商品等の売上の拡大により、商品粗利益率を改善してまいります。さらに、人件費・家賃を始めとした諸経費については変動費と捉え、常に見直しを行ない、その節減、抑制を図り、利益の拡大を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び連結子会社(アイシン通商株式会社、ロジェールジャパン株式会社)の計3社により構成されております。

当社の主たる事業内容は、鞆・袋物及び財布・雑貨類の小売販売であり、全国のショッピングセンター・駅ビル等の商業施設にさまざまなショッブランドで直営店舗をテナント出店しております。

また、一部主要都市の有名百貨店や専門店等に卸売販売を行なっております。

アイシン通商株式会社の主たる事業内容は、メンズバッグ・トラベルバッグの企画・製造であります。

ロジェールジャパン株式会社の主たる事業内容は、アイシン通商株式会社から仕入れた商品の卸売販売であり、当社及び大型量販店等に卸売販売を行なっております。

(6) 主要な営業所及び使用人の状況

① 本社および営業所

- a. 本 社 東京都葛飾区新小岩1丁目48番14号
 b. 営業店 576店

地 区 別	店舗数	都道府県別店舗数
北海道・東北	45店	北海道17店、青森県8店、岩手県5店、宮城県11店、山形県1店、福島県3店
関 東	207店	茨城県16店、栃木県6店、群馬県7店、埼玉県39店、千葉県29店、東京都62店、神奈川県48店
中 部	83店	山梨県7店、長野県13店、新潟県8店、富山県1店、岐阜県9店、静岡県18店、愛知県27店
近 畿	77店	三重県4店、京都府9店、大阪府30店、兵庫県19店、奈良県8店、和歌山県4店、滋賀県3店
中 国 ・ 四 国	64店	鳥取県2店、島根県4店、岡山県7店、広島県17店、山口県9店、徳島県3店、香川県7店、愛媛県9店、高知県6店
九 州	100店	福岡県33店、佐賀県5店、長崎県8店、熊本県18店、大分県8店、宮崎県6店、鹿児島県10店、沖縄県12店

c. 子会社

- アイシン通商株式会社 (本社所在地 東京都千代田区)
 ロジェールジャパン株式会社 (本社所在地 東京都千代田区)

② 使用人の状況

a. 企業集団の使用人の状況

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
401	+4

(注) 上記従業員数には、パートタイマー1,775名(1日8時間換算による期中平均雇用人員)は含まれておりません。

b. 当社の使用人の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	228名	+5名	38.4歳	12.5年
女 性	136	△2	40.1	9.6
合計又は平均	364	+3	39.0	11.4

(注) 上記従業員数には、パートタイマー1,761名(1日8時間換算による期中平均雇用人員)は含まれておりません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
アイシン通商株式会社	40百万円	100%	メンズバッグ・トラベルバッグの企画・製造
ロジエールジャパン株式会社	40百万円	100%	メンズバッグ・トラベルバッグの卸売

(8) 主要な借入先及び借入額

株式会社三井住友銀行 110百万円

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 31,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 19,340,014株
(自己株式566,586株を除く)
- (3) 当事業年度末の株主数 4,151名
- (4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社エムケー興産	7,159,200 株	37.0 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	995,500	5.1
SSBT・OD05・オムニバスアカウントトリーティ	771,500	4.0
株式会社三井住友銀行	698,000	3.6
木山茂年	570,800	3.0
木山昭栄	553,800	2.9
取引先持株会	477,700	2.5
ガソクオプティモクモアズエージェントビエヌワイエムエイスエイダツチペンションオムニバス140016	446,000	2.3
従業員持株会	398,604	2.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	379,000	2.0

(注) 当社は、自己株式566,586株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 当社の会社役員に関する事項

地 位	氏 名	担当、重要な兼職の状況
代表取締役会長	木 山 茂 年	
代表取締役社長	木 山 剛 史	アイシン通商株式会社 取締役 ロジェールジャパン株式会社 取締役
専 務 取 締 役	坂 田 寛	第2 販売部長
常 務 取 締 役	山 田 陽	管理部長
常 務 取 締 役	伊 藤 豊	第1 商品部長 アイシン通商株式会社 代表取締役 ロジェールジャパン株式会社 代表取締役
取 締 役	高 野 正	第7 販売部長
取 締 役	加 納 弘	第4 販売部長
取 締 役	丸 山 文 夫	
取 締 役	小 川 敏 之	第2 商品部長
監 査 役 (常勤)	宮 崎 健一郎	アイシン通商株式会社 監査役 ロジェールジャパン株式会社 監査役
監 査 役 (常勤)	鵜 飼 茂	
監 査 役	大 岡 秀次郎	
監 査 役	若 山 正 彦	

- (注) 1. 専務取締役坂田 寛氏は平成26年2月27日逝去により退任しております。
2. 監査役鵜飼 茂氏は平成26年3月31日辞任により退任しております。
3. 取締役丸山文夫氏(独立役員)は社外取締役であります。
4. 監査役大岡秀次郎氏(独立役員)および若山正彦氏は社外監査役であります。
5. 取締役丸山文夫氏は税理士の資格を有しております。

(2) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の総額
取締役	9名	134百万円
監査役	4名	12百万円
合計	13名	146百万円

- (注) 1. 上記の報酬等の総額には、役員賞与引当金36百万円および役員退職慰労引当金の当事業年度繰入額7百万円が含まれております。
2. 社外役員3名に対する報酬等の総額は6百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	丸山 文夫	当事業年度に開催された取締役会には、22回中22回出席し、必要に応じ主に税理士としての専門的見地から適宜発言を行なっております。
監査役	大岡 秀次郎	当事業年度に開催された取締役会には、22回中22回、また、監査役会には、13回中13回出席し、必要に応じ主に出身分野である商社での経験、見地から適宜発言を行なっております。
監査役	若山 正彦	当事業年度に開催された取締役会には、22回中21回、また、監査役会には、13回中13回出席し、必要に応じ主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について適宜発言を行なっております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社定款第32条において、社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、社外取締役との間で責任限定契約を締結しておりません。

当社定款第46条において、社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、社外監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支 払 額
1. 当事業年度にかかる報酬等の額	35 百万円
2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35 百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度にかかる報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、平成17年6月にコンプライアンス基本方針を制定・施行し、取締役ならびに使用人が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組むなど、内部統制システムの充実に努める。さらに、株主・投資家の皆様への情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を念頭に、経営の透明性を高めるよう努める。

また、当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当・不法な要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行なわない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会等の重要な会議の議事録や「稟議決裁権限規程」に基づいて決裁された稟議書、その他取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき作成し、文書または電磁的媒体に記録し、定められた期間、適切に保存及び管理するとともに、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態で管理している。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、会社が危機に直面したときの対応について、「危機管理規程」を平成17年に制定し、代表取締役の下に危機管理体制を構築した。
- ② 代表取締役を最高責任者とし、情報管理責任者を中心に各所管部署長（経理部長、内部監査室長、企画室長、営業担当役員、開発部長、商品部長、総務部長、監査役）で構成される「情報委員会」を原則、月2回開催している。
- ③ 代表取締役社長に直属する部署として、内部監査を実施する内部監査室を設置し、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検討し、監査項目が適切であるかどうかを確認し、必要があれば監査方法の改訂を行なう。
- ④ 内部監査室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役会及び担当部署に通報される体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基盤として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- ② 取締役会決議を必要とする案件については、予め配付された判断資料に基づき、関係する使用人にその説明を求め議論をする。
- ③ 業務執行を担当する取締役は「業務分掌規程」等に定める手続きにより必要な決定を行ない、これらの規程が法令の改廃及び職務執行の効率化の必要のある場合は、随時見直しを行なう。

5. 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

使用人が法令・定款を遵守し、社会規範に基づいた行動を取るための行動規範としてコンプライアンス基本方針を制定し、コンプライアンス強化のための指針とする。

また、コンプライアンス基本方針の徹底を図るため、内部監査室が各部門におけるコンプライアンスの取り組みを統括し、同室を中心に従業員教育を行ない、コンプライアンスの状況を監査する。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「子会社管理規程」に基づき、子会社の経営についてはその自主性を尊重しつつも、当社への事業内容並びに会計記録の定期的な報告を義務付けている。また、当社の取締役を当該子会社の取締役に就任させ、子会社からの重要案件等については、当社も含めて事前協議を行ない、企業グループ全体としての情報共有に努める。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、配置にあたっての具体的内容については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討する。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
 - ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとする。
9. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

監査役は、取締役会の他、経営会議等の重要会議に出席することにより、業務執行状況を把握するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人から説明を求める。

取締役及び使用人は、法定の報告事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事実を知った場合には、速やかに監査役会に報告する。
10. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
 - ① 監査役会は独自に意見を形成するために、社外監査役のうち1名は弁護士を選任することを原則とする。
 - ② 監査役は、「監査役規程」に基づく独立性と権限により、必要と認めた場合は随時監査役会を開催している。
 - ③ 会計監査人である監査法人から監査役への監査計画及び監査結果に関する説明会を設ける。

(注) 本事業報告中の記載金額はすべて消費税等抜きで表示しており、また表示単位未満の端数は切り捨て、比率については四捨五入としております。

連結貸借対照表

(平成26年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	19,631,928	流 動 負 債	8,581,982
現金及び預金	5,242,068	支払手形及び買掛金	3,875,686
受取手形及び売掛金	4,170,281	短期借入金	30,000
商品及び製品	9,727,026	1年内償還予定の社債	1,000,000
原材料及び貯蔵品	24,526	リース債務	249,697
繰延税金資産	299,631	未払法人税等	1,160,545
その他	173,033	賞与引当金	326,567
貸倒引当金	△4,640	役員賞与引当金	36,000
		株主優待引当金	18,000
		その他	1,885,485
固 定 資 産	12,149,863	固 定 負 債	4,003,014
有 形 固 定 資 産	4,790,906	社 債	1,700,000
建物及び構築物	2,278,634	長期借入金	80,000
土地	1,269,656	リース債務	470,932
リース資産	635,192	退職給付に係る負債	634,737
その他	607,423	役員退職慰労引当金	139,840
		繰延税金負債	31,710
		資産除去債務	576,419
		その他	369,374
無 形 固 定 資 産	30,338	負 債 合 計	12,584,996
ソフトウェア	17,610	(純資産の部)	
電話加入権	8,781	株 主 資 本	19,194,682
商標権	3,549	資本剰余金	2,986,400
その他	398	利益剰余金	4,177,975
		自己株式	△223,313
投 資 そ の 他 の 資 産	7,328,617	その他の包括利益累計額	△1,646
投資有価証券	45,306	その他有価証券評価差額金	14,301
繰延税金資産	539,396	退職給付に係る調整累計額	△15,947
敷金及び保証金	6,284,441	新株予約権	3,759
その他	481,175	純 資 産 合 計	19,196,795
貸倒引当金	△21,702	負 債 純 資 産 合 計	31,781,792
資 産 合 計	31,781,792		

連結損益計算書

(自 平成25年 4 月 1 日)
至 平成26年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	50,397,979
売上原価	26,957,315
売上総利益	23,440,663
販売費及び一般管理費	19,126,547
営業利益	4,314,116
営業外収益	
受取利息及び配当金	6,023
その他	58,957
営業外費用	
支払利息	33,558
支払保証料	6,698
その他	43,422
経常利益	4,295,416
特別利益	
新株予約権戻入益	46
特別損失	
固定資産除却損	66,056
店舗閉鎖損	44,492
減損損	73,099
税金等調整前当期純利益	4,111,815
法人税、住民税及び事業税	1,823,380
法人税等調整額	△52,130
少数株主損益調整前当期純利益	2,340,565
当期純利益	2,340,565

連結株主資本等変動計算書

(自 平成25年 4月 1日)
(至 平成26年 3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成25年 4月 1日残高	2,986,400	4,178,647	10,375,756	△241,866	17,298,938
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△463,009		△463,009
当 期 純 利 益			2,340,565		2,340,565
自 己 株 式 の 取 得				△51	△51
自 己 株 式 の 処 分		△672		18,912	18,239
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△672	1,877,556	18,860	1,895,744
平成26年 3月31日残高	2,986,400	4,177,975	12,253,313	△223,006	19,194,682

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る調 整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
平成25年 4月 1日残高	13,974	-	13,974	6,061	17,318,974
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△463,009
当 期 純 利 益					2,340,565
自 己 株 式 の 取 得					△51
自 己 株 式 の 処 分					18,239
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	326	△15,947	△15,620	△2,302	△17,923
連結会計年度中の変動額合計	326	△15,947	△15,620	△2,302	1,877,820
平成26年 3月31日残高	14,301	△15,947	△1,646	3,759	19,196,795

連結注記表

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕

1. 連結の範囲に関する事項

子会社は全て連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 アイシン通商株式会社 ロジェールジャパン株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

② たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

主として、下記の評価方法を採用しております。

a 商 品……売価還元法による原価法

b 材 料……移動平均法による原価法

c 貯 蔵 品……最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……定率法

(リース資産を除く) ただし、不動産賃貸事業用建物（一部本社使用）については、定額法を採用しております。なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産……ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外フ……リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

ファイナンス・リース取引に係る

リース資産

④ 長期前払費用……均等償却

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

a 一般債権

貸倒実績率法によっております。

b 貸倒懸念債権及び破産更生債権

財務内容評価法によっております。

② 賞与引当金……従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ 株主優待引当金……株主優待制度に基づき、将来の株主優待制度の利用による費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎にして当期末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金……役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費……支出時に全額費用計上しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る負債に計上いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が634,737千円計上されております。また、その他の包括利益累計額が15,947千円減少しております。

この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が、0.82円減少しております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

有形固定資産の減価償却累計額	4,663,905千円
----------------	-------------

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 19,906,600株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	463,009	24	平成25年3月31日	平成25年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成26年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 541,520千円
- ② 1株当たり配当額 28円
- ③ 基準日 平成26年3月31日
- ④ 効力発生日 平成26年6月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 80,000株

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、過去に取り組んだ定期預金及び株式を除いて、資金運用につきましては、現在は行なっておりません。また、資金調達につきましては、私募債及び銀行借入があります。設備資金は主としてリース及び割賦による資金調達を行なっております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程に基づきリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、四半期ごとに時価の把握を行なっております。

資金調達に係る流動性リスクは、手許流動性については、経理部で月次において、一定期間の資金収支の見込みを作成して管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日（当期の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（注2）を参照ください。）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額 （* 1）	時価（* 1）	差額
(1) 現金及び預金	5,242,068	5,242,068	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,170,281		
貸倒引当金（* 2）	△4,640		
	4,165,641	4,165,641	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	45,306	45,306	—
(4) 敷金及び保証金	6,227,988	5,608,091	△619,896
(5) 支払手形及び買掛金	(3,875,686)	(3,875,686)	—
(6) 短期借入金	(30,000)	(30,000)	—
(7) 未払法人税等	(1,160,545)	(1,160,545)	—
(8) 1年内償還予定の社債	(1,000,000)	(1,000,000)	—
(9) 社債	(1,700,000)	(1,700,000)	—
(10) 長期借入金	(80,000)	(80,000)	—
(11) リース債務（* 3）	(720,630)	(712,265)	(△8,364)

（* 1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（* 2）売掛金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

（* 3）1年内のリース債務を含めております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は証券取引所の価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

これらの時価については、長期の市場金利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6)短期借入金、(7)未払法人税等、(8)1年内償還予定の社債

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (9) 社債
社債の時価については、元利金の合計額を、新規調達を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (10) 長期借入金
当該長期借入金は変動金利によるものであり短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (11) リース債務
リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規にリース取引を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位:千円)

区 分	平成26年3月31日
敷金及び保証金	56,453

敷金及び保証金のうち上記の金額については、償還予定を合理的に見積もれず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 敷金及び保証金」には含めておりません。

〔賃貸等不動産に関する注記〕

- 賃貸等不動産の状況に関する事項
当社グループは、東京都において賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を有しております。
- 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:千円)

連結貸借対照表計上額	時 価
1,013,056	981,037

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価より減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行なったものを含む）であります。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- 1株当たり純資産額 992円40銭
- 1株当たり当期純利益 121円14銭

〔その他の注記〕

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成26年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,942,365	流動負債	8,454,672
現金及び預金	4,984,109	支払手形	321,560
売掛金	3,792,144	1年内償還予定の社債	3,568,127
商品及び製品	9,454,796	未払費用	249,697
原材料及び貯蔵品	24,526	未払法人税等	832,473
前払費用	7,421	未払消費税	827,602
繰上入金	275,719	未払引当金	1,119,640
繰上入金	224	前払引当金	113,511
貸倒引当金	408,422	賞与引当金	70,788
	△5,000	役員優待引当金	5,076
		株主優待引当金	292,193
固定資産	12,298,463	固定負債	3,841,880
有形固定資産	3,920,706	社債	1,700,000
建物	1,734,211	退職給付引当金	470,932
構築物	810	退職引当金	585,314
車両運搬具	6,081	退職引当金	139,840
器具及び備品	386,084	退職引当金	300,237
土地	954,152	退職引当金	576,419
建物	635,192	退職引当金	69,136
建設仮勘定	204,174		
無形固定資産	27,265	負債合計	12,296,552
ソフトウェア	15,601	(純資産の部)	
電話加入権	8,115	株主資本	18,926,216
商標権	3,549	資本剰余金	2,986,400
		資本剰余金	4,177,975
投資その他の資産	8,350,491	資本剰余金	4,176,790
投資有価証券	45,306	資本剰余金	1,185
関係会社株	1,110,395	利益剰余金	11,984,846
出資証券	1,050	利益剰余金	127,000
破産更生債権	22,577	利益剰余金	11,857,846
敷金及び借入金	6,242,377	利益剰余金	9,100,000
店舗賃借料	32,042	利益剰余金	2,757,846
長期前払費用	231,956	自己株	△223,006
繰上入金	514,997	評価・換算差額等	14,301
繰上入金	171,491	その他の有価証券評価差額金	14,301
貸倒引当金	△21,702	新株予約権	3,759
資産合計	31,240,829	純資産合計	18,944,276
		負債純資産合計	31,240,829

損益計算書

(自 平成25年 4月 1日
至 平成26年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	48,134,097
売上原価	25,626,914
売上総利益	22,507,183
販売費及び一般管理費	18,358,623
営業利益	4,148,559
営業外収益	
受取利息及び配当金	6,858
その他	33,036
営業外費用	
支払利息	32,236
支払保証料	6,698
その他	41,811
経常利益	4,107,708
特別利益	
新株予約権戻入益	46
特別損失	
固定資産除却損	66,056
店舗閉鎖損	44,492
減損	73,099
	183,648
税引前当期純利益	3,924,107
法人税、住民税及び事業税	1,753,400
法人税等調整額	△55,480
当期純利益	2,226,187

株主資本等変動計算書

(自 平成25年 4 月 1 日)
(至 平成26年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
平成25年 4 月 1 日残高	2,986,400	4,176,790	1,857	4,178,647	127,000	7,800,000	2,294,668	10,221,668
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当							△463,009	△463,009
別途積立金の積立						1,300,000	△1,300,000	－
当 期 純 利 益							2,226,187	2,226,187
自己株式の取得								
自己株式の処分			△672	△672				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	△672	△672	－	1,300,000	463,178	1,763,178
平成26年 3 月31日残高	2,986,400	4,176,790	1,185	4,177,975	127,000	9,100,000	2,757,846	11,984,846

	株 主 資 本		評価・換算差額等	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金		
平成25年 4 月 1 日残高	△241,866	17,144,849	13,974	6,061	17,164,886
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△463,009			△463,009
別途積立金の積立		－			－
当 期 純 利 益		2,226,187			2,226,187
自己株式の取得	△51	△51			△51
自己株式の処分	18,912	18,239			18,239
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			326	△2,302	△1,975
事業年度中の変動額合計	18,860	1,781,366	326	△2,302	1,779,390
平成26年 3 月31日残高	△223,006	18,926,216	14,301	3,759	18,944,276

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの……決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

下記の評価方法を採用しております。

a 商 品……売価還元法による原価法

b 材 料……移動平均法による原価法

c 貯 蔵 品……最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……定率法

(リース資産を除く) ただし、不動産賃貸事業用の建物（一部本社使用）については、定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産……ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外フ……リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

ファイナンス・リース取引に係る

リース資産

(4) 長期前払費用……均等償却

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。
 - a 一般債権
貸倒実績率法によっております。
 - b 貸倒懸念債権及び破産更生債権
財務内容評価法によっております。
- (2) 賞与引当金……従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- (4) 株主優待引当金……株主優待制度に基づき、将来の株主優待制度の利用による費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎にして当期末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (6) 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 繰延資産の処理方法
社債発行費……支出時に全額費用計上しております。
- (2) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (3) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
短期金銭債権	300,324千円
短期金銭債務	59,049千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	4,462,170千円

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高	
営業取引（支出分）	302,428千円
営業取引以外の取引（収入分）	839千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	566,586株
------	----------

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	208,605千円
賞与引当金	104,137千円
未払事業税	76,944千円
役員退職慰労引当金	49,839千円
商品評価損	18,081千円
減損損失	60,739千円
資産除去債務	205,435千円
その他	117,952千円
繰延税金資産合計	<u>841,735千円</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対する除去費用	△43,098千円
その他有価証券評価差額金	<u>△7,919千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△51,018千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>790,717千円</u>

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

1. リース資産の内容

(1)有形固定資産

主として、店舗の内装設備(器具備品)であります。

(2)無形固定資産

主として、店舗のPOSシステムであります。

(3)オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	226,713千円
1年超	203,511千円
計	430,225千円

2. リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 979円34銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 115円22銭 |

〔重要な後発事象に関する注記〕

(持株会社移行に伴う会社分割)

当社は、平成26年5月9日開催の取締役会において、当社が100%出資する子会社である株式会社東京デリカ準備会社(平成26年10月1日付で「株式会社東京デリカ」に商号変更予定。以下「新東京デリカ社」といいます。)を会社分割を行なうための準備会社として設立する旨及び当社が新東京デリカ社に対して当社グループの経営管理事業及び不動産管理事業を除く一切の事業に関する権利義務を承継させる会社分割(以下「本会社分割」といいます。)に係る吸収分割契約(以下「本吸収分割契約」といいます。)を締結する旨を承認し、同日付で新東京デリカ社を設立し、同社との間で本吸収分割契約を締結いたしました。

1. 持株会社体制への移行の背景と目的

当社は、鞆・袋物及び財布・雑貨類の小売販売を主たる事業内容とし、大型商業施設を中心として積極的な出店を行ない、業容を拡大してまいりました。

さらに、平成24年10月、メンズ・トラベルバッグのカテゴリーにおいてアイシン通商株式会社(企画・製造)及びロジェールジャパン株式会社(卸売販売)の2社の株式を取得し、当社グループとして、メンズ・トラベルバッグのカテゴリーを強化してまいりました。今後も、業容拡大のため、積極的な出店を行なうとともに、企画・製造機能の獲得、取扱商品の拡張等を目指してM&Aにも取り組んでまいります。

このような状況を鑑み、当社は、平成26年10月1日(予定)付で当社が行なう鞆・袋物及び財布・雑貨等の販売事業とそれに付随する事業を新東京デリカ社に吸収分割により承継させ、当社は主としてグループ経営管理

事業を営む持株会社へ移行する予定です。

持株会社体制への移行の目的は、経営戦略の企画・立案機能を強化するとともに、グループ経営管理と事業執行を分離し、経営の効率化、スピード化を図り、また、将来のM&Aをも視野に入れて当社グループの各事業会社の独立性を高めて権限及び責任を明確にし、企業価値のさらなる向上を目指すことにあります。

2. 持株会社体制への移行の要旨

(1) 本会社分割の日程

新東京デリカ社設立及び吸収分割契約承認取締役会(当社)	平成26年5月9日
新東京デリカ社設立(設立登記の日)	平成26年5月9日
吸収分割契約の締結	平成26年5月9日
定時株主総会	平成26年6月26日
吸収分割効力発生日	平成26年10月1日(予定)
商号変更効力発生日	平成26年10月1日(予定)

(2) 本会社分割の方式

当社を分割会社とし、当社100%子会社である新東京デリカ社を承継会社とする吸収分割です。

(3) 分割する部門の事業内容

当社グループの経営管理事業及び不動産管理事業を除く一切の事業

(4) 本会社分割後の状況

	分割会社	承継会社
①名称	株式会社サックスバー ホールディングス (平成26年10月1日付で「株式会社東京デリカ」より商号変更予定)	株式会社東京デリカ (平成26年10月1日付で「株式会社東京デリカ準備会社」より商号変更予定)
②所在地	東京都葛飾区新小岩1-48-14	東京都葛飾区新小岩1-48-14
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長 木山 剛史	代表取締役社長 木山 剛史
④事業内容	グループ会社の経営管理及び不動産管理	鞆・袋物及び財布・雑貨類の小売及び卸売
⑤資本金	2,986百万円	10百万円
⑥決算期	3月末	3月末

【その他の注記】

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月21日

株式会社東京デリカ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 斎 藤 昇 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 義 仁 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東京デリカの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京デリカ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月21日

株式会社東京デリカ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 斎藤 昇 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 義仁 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京デリカの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成26年5月9日開催の取締役会において、会社が100%出資する子会社である株式会社東京デリカ準備会社を会社分割を行うための準備会社として設立する旨及び会社が株式会社東京デリカ準備会社に対して会社グループの経営管理事業及び不動産管理事業を除く一切の事業に関する権利義務を承継させる会社分割に係る吸収分割契約を締結する旨を承認し、同日付で株式会社東京デリカ準備会社を設立し、同社との間で吸収分割契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成いたしました監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担などを定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の分担等に従い、取締役、内部監査室長その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、月次に行われる重要な経営にかかわる会議、その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人ならびに監査法人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議(財務報告に係る内部統制を含む)の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成26年5月27日

株式会社東京デリカ 監査役会

常勤監査役 宮崎 健一郎 ㊞

監査役 大岡 秀次郎 ㊞

監査役 若山 正彦 ㊞

(注) 監査役大岡秀次郎、監査役若山正彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

(注) 平成26年3月31日をもって辞任いたしました常勤監査役鶴岡茂は、5月27日の監査役会（監査報告書作成の監査役会）には出席いたしませんでしたので本監査報告書に署名押印いたしておりません。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な課題の一つと考えております。企業経営基盤を強化し、新たな事業展開に必要な資金の内部保留に努めつつ、安定的・暫増的な配当を継続することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、当期の堅調な業績に応じた利益還元を勘案し、以下のとおり増配とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき28円

総額541,520,392円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月27日

2. その他剰余金の処分に関する事項

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため、以下のとおり、繰越利益剰余金を取り崩し、別途積立金に振り替えるものであります。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,500,000,000円

第2号議案 持株会社化に伴う当社子会社との吸収分割契約承認の件

当社は、当社が100%出資する子会社である株式会社東京デリカ準備会社（以下「東京デリカ準備会社」といいます。）を会社分割を行なうための準備会社として設立し、当社グループの経営管理事業及び不動産管理事業を除く一切の事業（以下「本件事業」といいます。）に関する権利義務を承継させる会社分割（以下「本件吸収分割」といいます。）に係る吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結いたしました。

本議案は、本会社分割に係る吸収分割契約書の内容について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

※平成26年10月1日をもって、当社は「株式会社サックスバー ホールディングス」に、承継会社は「株式会社東京デリカ」にそれぞれ商号を変更する予定です。但し、当社の商号変更は、第3号議案の承認可決を条件とします。

※本通知は、会社法第785条第3項の通知を兼ねるものとします。

1. 吸収分割を行なう理由

当社は、鞆・袋物及び財布・雑貨類の小売販売を主たる事業内容とし、大型商業施設を中心として積極的な出店を行ない、業容を拡大してまいりました。

さらに、平成24年10月、メンズ・トラベルバッグのカテゴリーにおいてアイシン通商株式会社(企画・製造)及びロジェールジャパン株式会社(卸売販売)の2社の株式を取得し、当社グループとして、メンズ・トラベルバッグのカテゴリーを強化してまいりました。今後も、業容拡大のため、積極的な出店を行なうとともに、企画・製造機能の獲得、取扱商品の拡張等を目指してM&Aにも取り組んでまいります。

本件吸収分割は、持株会社体制へ移行することをその目的としており、経営戦略の企画・立案機能を強化するとともに、グループ経営管理と事業執行を分離し、経営の効率化、スピード化を図り、また、将来のM&Aをも視野に入れて当社グループの各事業会社の独立性を高めて権限及び責任を明確にし、企業価値のさらなる向上を目指すことにあります。

2. 吸収分割契約の内容の概要は以下のとおりです。

吸収分割契約書（写し）

株式会社東京デリカ（以下「甲」という。）と株式会社東京デリカ準備会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（吸収分割）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社として、吸収分割（以下「本分割」という。）を行い、甲は経営管理事業及び不動産管理事業を除く一切の事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務のうち、第3条に定めるものを乙に承継させ、乙はこれを承継する。

（吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所）

第2条 本分割に係る吸収分割会社、吸収分割承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。

（1）吸収分割会社

商号：株式会社東京デリカ

（平成26年10月1日を期して株式会社サクスパーホールディングスに商号変更予定。）

住所：東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号

（2）吸収分割承継会社

商号：株式会社東京デリカ準備会社

（平成26年10月1日を期して株式会社東京デリカに商号変更予定。）

住所：東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号

（承継する権利義務）

第3条 乙は、本分割により、別紙「承継権利義務明細表」に記載した資産、債務、雇用契約その他の権利義務を甲より承継する。

2 乙が甲から承継する資産及び負債の評価は、平成26年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本分割の効力発生日までの増減を加味して確定する。

3 乙が甲から承継する債務については、重畳的債務引受けの方法による。

（分割対価）

第4条 乙は、本分割により承継する本事業に関する権利義務の対価として、甲に対し乙の普通株式200株を交付する。

（増加する資本金及び準備金に関する事項）

第5条 本分割により増加すべき乙の資本金及び資本準備金の額は、以下のとおりとする。

（1）資本金 本分割により資本金の額は増加しない

（2）資本準備金 本分割により資本準備金の額は増加しない

（本分割承認総会）

第6条 甲は、平成26年6月下旬に開催を予定している定時株主総会において本契約の承認及び本分割に必要なその他の事項に関する決議を求めるものとし、また乙においても同時期に株主総会を招集し、同決議を求めるものとする。但し、本分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

(効力発生日)

第7条 本分割の効力発生日は、平成26年10月1日とする。但し、本分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

(善管注意義務)

第8条 甲は、本契約締結日から本分割の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本事業の管理運営を行うものとし、本事業又は承継する資産、負債又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ乙と協議のうえ行う。

2 乙は、本契約締結日から本分割の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって自己の事業の管理運営を行うものとし、これに重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲と協議のうえ行う。

(条件変更及び本契約の解除)

第9条 本契約締結日から本分割の効力の発生に至るまでに、天災地変その他の事由により、本事業もしくは乙の事業、又はこれら事業に属する財産に重大な変動が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難になった場合は、甲乙協議のうえ本契約を変更又は解除することができる。

(本契約に定めのない事項)

第10条 本契約に定める事項のほか、本分割に際し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ定めるものとする。

以下本頁余白

本契約の成立の証として本書1通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

平成26年5月9日

(甲) 東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号
株式会社東京デリカ

代表取締役 木山剛史 ㊟

(乙) 東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号
株式会社東京デリカ準備会社

代表取締役 木山剛史 ㊟

承継権利義務明細表

1. 資産

本事業に属する以下の資産

(1) 流動資産

本事業に属する現金及び預金の一部、売掛金、棚卸資産、預け金、前払費用、繰延税金資産その他の流動資産

(2) 固定資産

①有形固定資産

本事業に属する建物、建物附属設備、構築物、什器備品、土地のうち一部及びリース資産

②無形固定資産

本事業に属する商標権、電話加入権その他の無形固定資産

③投資その他の資産

本事業に属する敷金、保証金、長期未収入金、長期前払費用及び繰延税金資産その他の資産

2. 債務

本事業に属する以下の債務

(1) 流動負債

①本事業に属する支払手形、買掛金、社債及びリース債務

②本事業に属する未払金及び未払費用のうち一部その他の流動負債

(2) 固定負債

本事業に属する長期未払金、預り保証金、社債、リース債務、資産除去債務、長期前受収益その他の固定負債

3. 雇用契約

本分割の効力発生日において、本件事業に従事する甲の従業員との労働契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は、本分割によっては乙に承継されないものとし、甲は本分割の効力発生日において、本件事業に従事する甲の従業員を甲に在籍させたまま乙に出向させ、以降、乙において本件事業に従事させるものとする。

4. その他の権利義務

(1) 雇用契約以外の契約

乙は、本事業に関して甲が締結乃至承継した賃貸借契約、出店契約、業務委託契約、取引基本契約その他の契約に係る契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務を承継する。

(2) 許認可等

乙は、本事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継が可能なものを承継する。

以上

3. 会社法施行規則第183条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 本件吸収分割に係る対価等の相当性に関する事項

当社は、本件吸収分割により、東京デリカ準備会社が発行する普通株式200株の交付を受けます。同株式数は東京デリカ準備会社に対し、承継対象となる本件事業にかかる資産、負債、契約上の地位その他これに付随する権利義務並びに収益の状況等に関する情報を開示し、また東京デリカ準備会社より開示された情報に基づき、両社協議のうえ決定されたものです。而して、東京デリカ準備会社は、当社が新設した100パーセント子会社であり、この定めは相当であると判断しております。

本件吸収分割により増加する東京デリカ準備会社の資本金及び資本準備金の額は、本件吸収分割後の東京デリカ準備会社の事業内容及び規模並びに当社から承継する権利義務等を勘案のうえ、会社計算規則の規定に従い、以下のとおりとしており、その内容は相当であると判断しております。

資本金の額 金0円

資本準備金の額 金0円

利益準備金の額 金0円

(2) 承継会社の成立日における貸借対照表の内容

貸借対照表

(平成26年5月9日現在)

(単位：円)

資産の部		負債および純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	10,000,000	流動負債	0
固定資産	0	固定負債	0
		負債合計	0
		株主資本	10,000,000
		資本金	10,000,000
		資本剰余金	0
		資本準備金	0
		純資産合計	10,000,000
資産合計	10,000,000	負債および純資産合計	10,000,000

第3号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

当社は、前号議案「持株会社化に伴う当社子会社との吸収分割契約承認の件」記載のとおり、平成26年10月1日（予定）をもって当社グループの経営管理事業及び不動産管理事業を除く一切の事業を当社100%子会社に承継させ持株会社へ移行する予定です。

この持株会社制への移行に伴い、当社の商号を「株式会社東京デリカ」から「株式会社サックスバー ホールディングス」に変更し、事業目的を株式会社としての経営管理等に変更し、併せて、今後の事業展開に備え、事業目的の変更、追加等を行なうものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商 号) 第1条 当社は、株式会社東京デリカと称し、英文ではT O K Y O D E R I C A C O., L T D.と表示する。</p>	<p>(商 号) 第1条 当社は、株式会社サックスバー ホールディングスと称し、英文ではS A C ' S B A R H O L D I N G S I N C.と表示する。</p>
<p>(目 的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>バッグ、皮革製品その他洋品雑貨の企画、製造、販売</u></p> <p>2. <u>毛皮、皮コートの企画、製造、販売</u></p> <p>3. <u>紳士・婦人用衣類、服飾雑貨、インテリア小物の企画、販売</u></p> <p>4. <u>宝石の研磨、宝飾品、貴金属製品の加工製造、販売</u></p> <p>5. <u>宝石、宝飾品、貴金属製品の古物一般の売買</u></p> <p>6. <u>化粧品、化粧用品の販売</u></p> <p>7. <u>喫茶店の経営</u></p> <p>8. <u>不動産の賃貸及び管理</u></p> <p>(新 設)</p> <p>9. <u>前各号に付帯する一切の業務</u></p>	<p>(目 的) 第2条 当社は次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を行う外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。</p> <p>1. <u>バッグ、皮革製品その他洋品雑貨の企画、製造、販売及び輸出入</u></p> <p>2. <u>毛皮、皮コートの企画、製造、販売及び輸出入</u></p> <p>3. <u>紳士・婦人用衣類、服飾雑貨の企画、製造、販売及び輸出入</u></p> <p>4. <u>家具、インテリア小物その他雑貨類の企画、製造、販売及び輸出入</u></p> <p>5. <u>宝石、宝飾品、貴金属製品の研磨、加工製造、販売及び輸出入</u></p> <p>6. <u>化粧品、化粧用品の販売及び輸出入</u></p> <p>7. <u>中古品の仕入、補修、加工及び販売</u></p> <p>8. <u>飲食店の経営</u></p> <p>9. <u>不動産の賃貸及び管理</u></p> <p>10. <u>インターネットを利用した通信販売業</u></p> <p>11. <u>情報通信システム及びソフトウェア並びにこれらに付帯又は関連するシステムの開発、運用及び保守</u></p> <p>12. <u>広告代理業</u></p> <p>13. <u>前各号に付帯する一切の業務</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(附 則) 第1条 第1条及び第2条は、平成26年10月1日（以下、「効力発生日」という。）に効力を発生する。</p> <p>第2条 前条及び本条は、前条の効力発生日をもって削除する。</p>

第4号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	候補者の有する 当社株式の数
1	きやま しげとし 木山 茂年 (昭和17年3月5日生)	昭和44年3月 資丸二商会（当社の前身）入社 昭和49年8月 当社設立代表取締役社長 平成24年6月 同代表取締役会長（現任）	570,800株
2	きやま たけし 木山 剛史 (昭和41年7月30日生)	平成2年4月 当社入社 平成4年4月 同総務部課長代理 平成10年4月 同第3販売部長 平成11年6月 同取締役 平成19年6月 同常務取締役 平成22年3月 同第3商品部長 平成24年6月 同代表取締役社長（現任） 平成24年10月 アイシン通商(株)取締役（現任） 平成24年10月 ロジェールジャパン(株)取締役（現任）	367,200株
3	やまだ よう 山田 陽 (昭和35年5月1日生)	昭和58年3月 当社入社 昭和63年12月 同社長室長 平成4年4月 同管理部長（現任） 平成4年6月 同取締役 平成16年6月 同常務取締役（現任）	66,528株
4	いとう ゆたか 伊藤 豊 (昭和22年2月18日生)	昭和45年10月 資丸二商会（当社の前身）入社 昭和50年2月 当社第3ブロック統括部長 昭和51年5月 同取締役 昭和61年2月 同第6販売部長兼商品部長 平成4年4月 同商品部長 平成12年4月 同第2商品部長 平成18年6月 同取締役 平成20年7月 同商品部長 平成21年5月 同第1商品部長（現任） 平成24年6月 同常務取締役（現任） 平成24年10月 アイシン通商(株)代表取締役（現任） 平成24年10月 ロジェールジャパン(株)代表取締役（現任）	91,400株
5	たかの ただし 高野 正 (昭和25年1月14日生)	昭和43年3月 洋服のトミン入社 昭和53年2月 当社入社 平成4年6月 同第7販売部長 平成18年6月 同取締役（現任） 平成26年4月 同首都圏統括部長（現任）	16,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	候補者の有する 当社株式の数
6	かのう ひろし 加納 弘 (昭和27年1月25日生)	昭和49年8月 (株)長崎屋入社 昭和54年3月 当社入社 平成2年6月 同第4販売部長(現任) 平成20年6月 同取締役(現任) 平成26年4月 同東日本中日本統括部長(現任)	18,600株
7	おがわ としゆき 小川 敏之 (昭和30年8月5日生)	昭和54年3月 社当社入社 平成13年5月 同第6販売部長 平成21年3月 同第2商品部長(現任) 平成24年6月 同取締役(現任) 平成26年4月 同第3販売部長(現任) 同西日本統括部長(現任)	26,200株
8	まるやま ふみお 丸山 文夫 (昭和32年2月15日生)	昭和52年4月 (株)天野食品入社 昭和58年8月 (株)日本税経研究会入社 昭和60年5月 税理士登録 昭和60年11月 丸山文夫税理士事務所所長(現任) 平成22年6月 当社取締役(現任)	1,400株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 丸山文夫氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、丸山文夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 社外取締役候補者の選任理由および社外取締役としての独立性について
丸山文夫氏は税理士としての専門的な知識、実務経験により、当社の業務執行につき、客観的視点で適切な意見をいただけると判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
- 同氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間の当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
- 同氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受取る予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- 同氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- 同氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- なお、同氏は平成22年6月より当社社外取締役をつとめており、その就任期間は本総会終了の時をもって4年となります。

第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、下記の理由ならびに要領により当社の取締役および従業員に対して有利な条件でストックオプションとして新株予約権を発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきまして、ご承認をお願いするものであります。

また、取締役に対する新株予約権の付与は、会社法第361条第1項第1号および第3号の報酬等に該当いたします。当社の取締役の報酬額は平成20年6月26日開催の当社第35期定時株主総会において、年額150百万円以内（取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、当該取締役報酬額とは別枠にて、取締役に対し報酬等として年額5百万円以内において新株予約権を付与することにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、第4号議案「取締役8名選任の件」をご承認いただきますと、取締役は8名となります。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の取締役および従業員を対象として新株予約権を無償で発行するものであります。
2. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の割当を受ける者
当社の取締役および従業員
 - (2) 新株予約権の総数
2,500個を上限とする。
このうち当社取締役に付与する新株予約権は、すべての取締役あわせて130個を上限とする。
 - (3) 新株予約権の目的である株式の種類および数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。
なお、募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

また、割当日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が割当日の終値（割当日の終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後に下記の各事由が生じたときは、以下の各算式により調整された行使価額に付与株式数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

①当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

②当社が時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合、公正な価額による新株式の発行の場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く）する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当にかかる取締役会決議の日後2年経過した日から3年以内とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年による退職、会社都合による退職、業務上の疾病に起因する退職および転籍その他正当な事由の存する場合は権利行使をなしうものとする。

②新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行行使することができないものとする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

①当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

②新株予約権者が、(8) ①に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず新株予約権を行行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

③その他の取得事由および取得条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（3）に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（5）で定められる1株当たり行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- ⑤新株予約権を行使することができる期間
前記（6）に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から前記（6）に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
前記（7）に準じて決定する。
 - ⑦新株予約権の譲渡制限
譲渡による取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑧新株予約権の取得に関する事項
前記（9）に準じて決定する。
 - ⑨その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
 - (12) 行使時に交付すべき株式数の1株に満たない端数の処理
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。
 - (13) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
 - (14) 新株予約権のその他の内容
新株予約権のその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。
3. 取締役に対して発行する新株予約権に関する取締役の報酬等の額について
当社の取締役に対し報酬等として発行する新株予約権の額は、割当日における新株予約権1個当たりの公正価額に、割当日に在任する当社取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じた額とする。新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

第6号議案 退任取締役に対し弔慰金贈呈の件

平成26年2月27日に逝去されました故専務取締役坂田 寛氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で弔慰金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については取締役会にご一任願いたいと存じます。
同氏の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
坂 田 寛	昭和49年8月 当社取締役 平成6年9月 同常務取締役 平成18年6月 同専務取締役 平成26年2月 逝去

第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

平成26年3月31日付で辞任されました鵜飼 茂氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

同氏の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
鵜 飼 茂	平成24年6月 当社監査役 平成26年3月 辞任により監査役退任

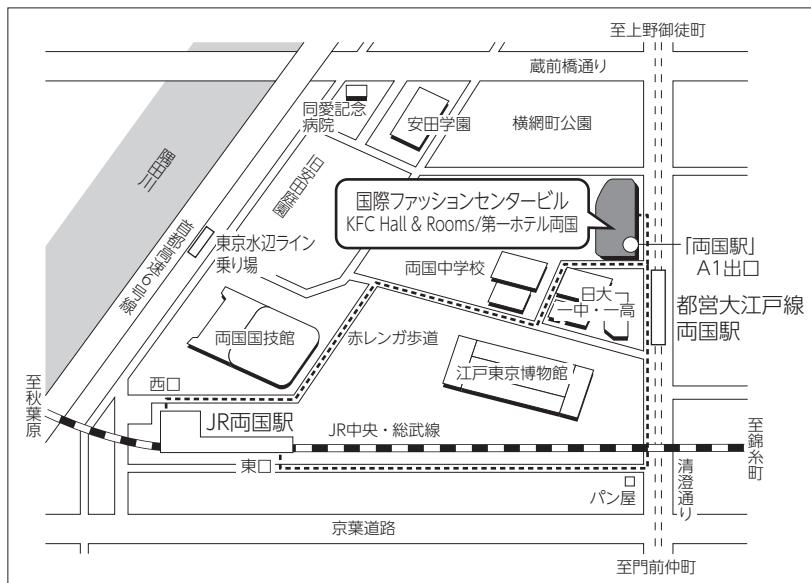
以 上

株主総会会場ご案内図

国際ファッションセンタービル3階 KFC Hall

東京都墨田区横網一丁目6番1号

電話 (03) 5610-5801 (代表)



- <最寄駅> 地下鉄 (大江戸線) 両国駅 A1 出口に直結
J R (中央・総武線) 両国駅
- ・東口改札より 改札を出て左折。線路沿い直進し、突き当たり (清澄通り) を左折。徒歩 6 分。
 - ・西口改札より 両国国技館・江戸東京博物館の間の歩行者道路 (赤レンガ) に沿って徒歩 7 分。